

敦賀市立松陵中学校 いじめ防止基本方針

平成29年4月1日改訂 策定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、敦賀市、敦賀市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（**インターネットを通じて行われるものを含む。**）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、**自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力**を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、**発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく他の人の存在の大切さも認めること**ができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、**お互いに認め合い助け合う心**を育てます。

○道徳教育の推進

「わたしたちの道徳」・「ふるさと 福井の先人100人」等を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、**思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心**を育てます。

(2) いじめの未然防止

○授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

異年齢交流活動を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

○生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公開し、保護者や地域住民等への理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等SNSに関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。「ふくいスマートルール」(県)や「君を守ルール!!!!!!」(市)の遵守や「ALL OFF」(本校)の取組に力を入れます。

(3) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

生徒の表情や行動をきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するように努めます。

(「アイフルタイム」での休み時間の巡視。)

○自己チェックの活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○日常的な実態の把握

学習準備ノート等を活用し、日常的にいじめ等の早期発見に努めます。また時期を見て**アンケート形式による実態調査を実施します。**

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面接を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

(スクールカウンセラーの積極的活用。教育相談週間の実施。)

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(SNSのトラブルに関する情報の発信。三者相談会の実施。各種たよりにおける情報の収集。)

(4) いじめの早期対応

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まずに速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による対策の立案，対応により，被害生徒を守ります。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い，安全を確保するとともに，いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で，適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて，**スクールカウンセラー**やスクールソーシャルワーカー，スクールサポーター等の外部専門家，警察や児童相談所，地方法務局，医療機関，民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら，早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(5) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより，「生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や，「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは，次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を敦賀市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は，調査組織の設置，事実関係調査，関係保護者への情報提供，敦賀市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は，事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止等に関して指導の方策等を協議するため，次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し，開催します。（毎日の主任会等）

（構成員）校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・教育相談担当

（活動）

- ・未然防止を中心とした，いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画，実践，振り返り
- ・いじめが起きない学校，学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換，連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・日常的な実態把握、アンケート調査、個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき，次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し，いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

（構成員）生徒指導主事・学年主任・担任・教育相談担当・養護教諭

（活動）

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

5 いじめ対策の年間行動計画

平成29年度版

月	教員の動き	生徒の活動等	◎：全校 ①：1年②：2年③3年
4月	☆いじめ対策委員会 ・基本方針の確認 ・年間計画の策定 ・実態の確認 ☆職員会議 ・年間計画の周知 ・教員の意識確認 ・実態の共有 ☆スクールカウンセラーによる 便り発行 ☆道徳の授業	☆いじめの実態把握 ☆部活動ミーティング（仲間づくり） ☆生徒総会（自主的活動） ☆SNSに関するルール確認 ☆スクールカウンセラーの活用 ☆「自分を見つめ伸ばして」	◎ ◎ ◎ ◎ ◎
5月	☆いじめ対策委員会 ・実態の確認 ・校内研修の企画 ・「国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定に係る留意事項の周知」 ☆QUテストの実施と分析 ☆職員会議 ・人権教育，道徳教育 ☆道徳の授業 ☆スクールカウンセラーによる 便り発行	☆いじめの実態把握 ☆生活アンケート ☆QUテスト ☆「人と支え合って」 ☆スクールカウンセラーの活用 ☆修学旅行，校外学習への取組および総括（仲間づくり） ☆体育大会の取組（仲間づくり）	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
6月	☆いじめ対策委員会 ・実態の確認 ・夏季休業前の指導計画 ☆授業を見合う週間（公開授業） ☆授業研究（人権，道徳） ☆教育相談の計画および実施 ☆スクールカウンセラーによる 便り発行	☆いじめの実態把握 ☆教育相談（個別面談） ☆スクールカウンセラーの活用 ☆体育大会への取組および総括（仲間づくり）	◎ ◎ ◎
7月	☆いじめ対策委員会 ・実態の確認 ・夏季休業前の指導計画を提示 ☆学校評価アンケートの実施 ☆三者相談の計画と実施 ☆休業中の家庭訪問，電話訪問 ☆道徳の授業 ☆スクールカウンセラーによる 便り発行	☆いじめの実態把握 ☆ひまわり教室（ネットトラブル） ☆地域交流活動，ボランティア活動（休業中） ☆学校評価アンケート ☆三者相談 ☆「社会に生きる一員として」 ☆スクールカウンセラーの活用 ☆SNSに関するルール確認	◎ ① ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎

月	教員の動き	生徒の活動等	◎：全校 ①：1年②：2年③3年
8月	☆いじめ対策委員会 ・夏季休業中の状況把握 ・学校評価アンケートの分析 ・情報発信 ☆校内研修（学力向上） ・わかる授業の構築について ☆休業中の家庭訪問，電話訪問	☆いじめの実態把握 ☆人権作文、人権ポスターの作成 ☆地域交流活動，ボランティア活動（休業中）	◎ ◎ ◎
9月	☆いじめ対策委員会 ・実態の確認 ☆自殺予防週間の取組 ・実態の確認 ☆スクールカウンセラーによる 便り発行	☆いじめの実態把握 ☆生活アンケート ☆スクールカウンセラーの活用 ☆合唱コンクール練習（仲間づくり） ☆校外学習（仲間づくり）	◎ ◎ ◎ ◎ ①②
10月	☆いじめ対策委員会 ・1学期の総括と2学期の計画 ☆職員会議 ・1学期の総括と2学期の計画 ☆授業を見合う週間（公開授業） ☆教育相談の計画および実施 ☆スクールカウンセラーによる 便り発行	☆いじめの実態把握 ☆合唱コンクールの総括（仲間づくり） ☆教育相談（個別面談） ☆スクールカウンセラーの活用 ☆SNSに関するルール確認	◎ ◎ ◎ ◎ ◎
11月	☆いじめ対策委員会 ・実態の確認 ・ 人権週間の計画 ☆新入生部活動見学の計画 ☆新入生保護者説明会 （情報発信，小中連携） ☆三者相談の計画と実施 ☆スクールカウンセラーによる 便り発行	☆いじめの実態把握 ☆生徒会による人権キャンペーンの計画と実施 （自主的活動） ☆新入生部活動見学受け入れ（小中連携） ☆三者相談 ☆スクールカウンセラーの活用	◎ ◎ ①② ① ◎ ◎
12月	☆いじめ対策委員会 ・実態の確認 人権週間の取組の確認 ☆校内研究会（教科学習） ☆学校評価アンケートの実施 ☆三者相談の計画と実施 ☆休業中の家庭訪問，電話訪問 ☆スクールカウンセラーによる 便り発行	☆いじめの実態把握 ☆生徒会人権キャンペーン（自主的活動） ☆学校評価アンケート ☆三者相談 ☆地域交流活動，ボランティア活動（休業中） ☆スクールカウンセラーの活用	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎

1 月	<p>☆いじめ対策委員会 ・実態の確認 ・学校評価アンケートの分析, 考察</p> <p>☆職員会議 ・学校評価アンケートの分析, 考察</p> <p>☆情報発信 ・学校評価アンケート結果公表</p> <p>☆道徳の授業</p> <p>☆家庭科の授業</p> <p>☆体育の授業</p> <p>☆薬物乱用防止教室</p> <p>☆スクールカウンセラーによる 便り発行</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆「生命を輝かせて」</p> <p>☆保育実習</p> <p>☆心の発育・欲求不満やストレスへの対応</p> <p>☆講師講話</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆SNSに関するルール確認</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>③</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>◎</p> <p>◎</p>
2 月	<p>☆いじめ対策委員会 ・実態の確認 ・本年度の取組の総括</p> <p>☆性教育</p> <p>☆スクールカウンセラーによる 便り発行</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆命の大切さ</p> <p>☆性情報について</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆創作ダンス発表会の計画, 練習 (仲間づくり)</p>	<p>◎</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>◎</p> <p>①②</p>
3 月	<p>☆いじめ対策委員会 ・実態の確認 ・本年度の総括と次年度への提言</p> <p>☆ 自殺対策強化月間 ・実態の確認</p> <p>☆校内研修 ・本年度の総括と次年度への提言</p>	<p>☆いじめの実態把握</p> <p>☆生活アンケート</p> <p>☆スクールカウンセラーの活用</p> <p>☆卒業式の練習, 卒業生へのエール (仲間づくり・自主的活動)</p> <p>☆創作ダンス発表会 (仲間づくり)</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>①②</p> <p>①②</p>

いじめ防止のための組織図

